

岩見沢市まちづくり基本条例と

みんなでつくる協働のまち



少子高齢化や人口減少など、時代とともに地域の課題も変化しています。そんな課題を「みんなで解決していこう」と生まれたのが、岩見沢市まちづくり基本条例、です。この条例の下、行われている地域活動によって、どのような効果が生まれるのかを紹介します。

問合先 市民連携室市民連携係 ☎ 35-4267

岩見沢市まちづくり基本条例が目指すもの

岩見沢市まちづくり基本条例は、チーム岩見沢としてみんなで解決していく「協働のまちづくり」を目指しています。一人一人の小さな活動の積み重ねが、わたしたちの暮らしを支えています。例えば、町会・自治会や市民の皆さんによる、草刈りや花壇整備、ゴミステーションの管理は、地域の環境維持だけでなく、市の財政を大きく支えています。これらすべてを市が事業者へ委託すると膨大な費用がかかります。皆さんの自発的な活動によって節約した管理費は、公共施設の維持やリニューアル、子育て支援や教育環境の充実、福祉サービスの向上や防災対策の強化など、より充実した暮らしへと還元されています。まさに、皆さんの「ひと汗」が巡り巡ってわたしたちの暮らしやすさとして戻ってきているのです。



草刈り



花壇整備



ゴミ捨て場の管理

地域活動が私たちの暮らしを支えている！



公共施設の
維持・管理



子育て支援
教育環境の充実



福祉サービスの
向上



防災対策の強化

市民活動を支援します！

市では、市民参加のまちづくりを推進するため、市内で活動する個人・団体への支援を行っています。「活動しようと思っているけれどイメージが湧かない」「報道機関への情報発信をどのようにしたらいいかわからない」「市の広報誌に活動内容を掲載したい」などのお悩みがありましたら気軽にご相談ください。

支援の内容

- 市民活動に関する相談
- 登録団体の情報発信
- 市民活動に関する情報の収集・発信



ID: 3342

岩見沢市まちづくり基本条例の詳しい内容は市ホームページをご覧ください。



ID: 4034

どこに相談すればいい？そんなときは

市民の相談、町会活動の相談、まちづくりの相談をワンストップでお受けします。どこに相談していいかわからない場合は、まず市民連携室にご相談ください。関係部署、関係機関をご案内します。